

土総第 2314 号
平成 27 年 2 月 27 日

(一社)沖縄県造園建設業協会長
(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会長
(一社)沖縄県磁気探査協会長
(公社)沖縄県建築士会長
(一社)沖縄県建築士事務所協会長
(公社)日本建築家協会沖縄支部長
(一社)沖縄県設備設計事務所協会長
(一社)日本補償コンサルタント協会沖縄支部長

殿

沖縄県土木建築部長



土木建築部発注の建設に係る業務委託における最低制限価格
の設定及び予定価格の事後公表について

土木建築部発注の建設に係る業務委託について、契約内容の適正な履行の確保及びダ
ンピング対策並びに、入札・契約における公正な競争の促進を図るため、下記により最
低制限価格の設定及び予定価格の事後公表を行いますので、周知方よろしくお願いた
します。

記

1. 最低制限価格の設定について

- (1) 指名競争入札及び一般競争入札(総合評価落札方式を除く。)で発注する 100 万円を
超える建設にかかる業務委託について、沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務
委託の最低制限価格試行要領に基づき、最低制限価格を設定します。
- (2) 業務委託は、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、現場技術業務、
補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務を対象とします。

2. 予定価格の事後公表について

設計金額の事前公表を廃止し、100 万円を超える全ての業務委託については、予定価格
の事後公表を行います。

3. 施行時期 平成 27 年 4 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う業務が対象です。



沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領

平成 27 年 2 月 27 日
土総第 2314 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号 以下「自治令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖縄県土木建築部が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務（以下「業務委託」という。）において、品質確保等を目的として、落札者を決定するために行う競争入札（総合評価落札方式は除く。）の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者：知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) 特定調達契約：物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年 12 月 28 日沖縄県規則第 83 号。）の適用を受ける業務委託の契約をいう。

(対象業務委託)

第 3 条 土木建築部が発注する業務委託において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が 100 万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する業務委託を対象とする。なお、特定調達契約の業務委託は対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 前条に規定する業務委託において、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和 45 年 5 月 15 日沖縄県規則第 12 号）第 129 条の範囲内で、予定価格に次の (1)～(7) に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の 100 分の 1 の範囲内で減ずることができるものとする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(3) 建設コンサルタント業務(土木関係)

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(4) 地質調査業務(磁気探査業務含む)

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

(5) 現場技術業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(6) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(7) 建設関連維持管理業務

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 入札執行者は、第3条に規定する業務委託の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第3条に規定す

る業務委託の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の最低制限価格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

平成16年6月10日 国官会第367号
国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、国土地理院長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

最終改正 平成25年10月1日国官会第1511号

予算決算及び会計令第85条の基準については、平成16年6月10日付け国官会第366号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（昭和62年2月2日付け建設省会発第70号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（依命通達）」（平成6年5月20日付け官会第1186号）は、廃止する。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否

- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国会会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第2号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては同第3号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の108分の100 円)」と記載しておくものとする。

附 則

本基準は、平成26年4月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であつて、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以後になされるものを含む。）から適用する。